

令和 7 年度 秋田市海外展開推進関係補助金募集要領（2 次募集）

令和 7 年 8 月
秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

国内外で開催される見本市・商談会や国外販売を目的とした E C モールへ、自社の農産加工品や製造品等を出展し海外展開を図る市内企業に対し、販売促進活動や商品輸送等に関する費用の一部を補助し、事業の拡大を支援する制度です。

2 補助の概要

(1) 補助金額および上限額

補助金額：対象経費の 1 / 2 以内。

補助上限額：下表のとおり

申請者の区分	上限額
秋田市産品を秋田港からコンテナ貨物で輸出する法人等であって、過去に本事業において40万円を上限とする補助金の交付を受けたことのない者	40万円
上記以外	30万円

※秋田市産品とは、秋田市の一次産品や、市内で製造又は加工の最終段階を行っている商品を指す。

(2) 補助対象者数

2 社程度（予算の範囲内）

(3) 補助対象期間

補助金交付決定日の属する年度

※交付決定前に、事業を実施する場合は、補助金交付決定前着手届（様式第 8 号）を提出する必要があります。

(4) 補助対象経費は以下のとおりです。

対 象 事 業	補 助 対 象 経 費
見本市等出展事業	販促活動（海外展開を目的とした国内外のイベントフェア出展、貿易関連企業との商談など）のための経費 (例) ・参加料、ブース料 ・展示品等の輸送費（コンテナ輸送費用および国内輸送費を除く） ・旅費（交通費、宿泊費） ・オンライン商談会参加費用 ・宣伝費（チラシ・動画作成）

	・ 翻訳費（通訳、HPの多言語化） ・ コロナ関連検査費用 など ※ハード購入費用は対象外
越境EC出展事業	国外販売を目的としたECモールへの秋田市製品の出展のための経費 （例） ・ モール出展初期費用 ・ 海外決済口座開設費用 ・ 各種許認可、知的財産権出願費用等 など ※モール出展後の運用経費は対象外
国際コンテナ輸送等	コンテナ輸送費 （例） ・ 商品類の輸送費（秋田港からのコンテナ輸送および陸送費、その他コンテナ輸送に付随する経費）

3 申請に必要な資格等

(1) 有資格条件

本件に申請する企業は、次の全ての事項に該当すること

- ア 市内に本社、本部があり、製造・営業実績があること。又は、市内に支社・支部等があり、かつ、秋田市貿易関連産業連絡協議会に加入していること
- イ 海外展開の実績又は予定があること
- ウ 秋田港から国際定期コンテナ貨物で輸出する者又は本市が実施する「海外展開プログラム策定支援事業」の適用を受けている者であること
- エ 申請する事業において国・県・市の他の補助制度を活用していないこと

(2) 欠格事項

本件に申請する企業は、次の全ての事項に該当しないこと

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第1項各号および第2項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）
- イ 申請の日において本市の指名停止措置を受けている法人等
- ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている法人等
- エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人等
- オ 市税に滞納がある法人等

4 申請の手続き

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 事業実施計画書（様式第3号）

- エ 収支予算書（様式第４号）
 - オ 海外展開実績概要書（様式第５号）
 - カ 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
 - キ 市税に未納がない証明書
 - ク 直近２期の財務諸表の写し（貸貸対照表、損益計算書）
 - ケ 定款の写し
 - コ 法人概要および補助対象商品説明資料
- (2) 提出場所 〒０１０－８５６０
秋田市山王一丁目１番１号 市庁舎３階
産業振興部商工貿易振興課
- (3) 受付期間
令和７年８月２１日（木）から令和７年９月５日（金）まで
（土曜日・日曜日および祝日を除く）
- (4) 受付時間
午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）
- (5) 提出方法
持参、メール又は郵送
※提出期限後における申請書類の変更および追加は認めません。
※全ての提出書類が期限内に到着しない場合は失格となります。
- (6) 提出部数
正本１部を提出してください。
※必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (7) 申請書類の様式
秋田市のホームページからダウンロードしてください。
- (8) 著作権の帰属等
事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するものとします。ただし、市は、補助決定者の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。
なお、補助採択された事業について、今後の海外展開事業の参考になると判断した場合には、事業実績報告書（成果や課題等）をホームページに掲載する場合があります。
- (9) 費用の負担
申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- (10) その他留意事項
- ア 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
 - イ 提出された書類は、返却しません。
 - ウ 補助金交付決定に対する異議は受け付けません。
 - エ 提出された書類については、秋田市個人情報保護条例（平成１７年秋田市条例第１１号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

5 補助対象者決定の方法、基準および時期

- (1) 申請のあった事業計画に基づき、審査委員会において、採択事業に関する審査を行います。
- (2) 事業計画書等の内容に関する審査項目は、次のとおりとします。
 - ア 本市の目指す今後の貿易振興施策の基本方針との整合性
 - イ 計画内容の優位性
 - ウ 実現可能性
- (3) 選定方法は、(2)の審査項目に基づき配点し、合計点の高い順に予算の範囲内で補助対象を決定します。
- (4) 審査委員会の開催は、10月中旬を予定しています。
- (5) 補助金交付決定の通知
補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書は、審査日から14日以内に送付します。(後日、ホームページに交付決定者等を掲載します。)

6 消費税の取扱いについて

- ・ 補助金の交付申請の際、対象経費から補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出すること。
- ・ 実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合は、消費税等仕入控除税額を減額して、報告を行うこと。
- ・ 事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定した場合、速やかに本市に報告すること。なお、報告の内容により消費税等仕入控除税額の返還が発生する可能性があります。

7 その他

- (1) 補助対象者の決定にあたっては、必要に応じて、申請者に対して申請書類の内容等についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 補助金交付申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出してください。

8 問合せ先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

電 話 018-888-5730

メール ro-inpr@city.akita.lg.jp